

特定家畜伝染病庁内連絡会議

次第

日時：令和元年7月12日（金）16:00～

場所：長野県庁 西110会議室

1 開 会

2 あいさつ

2 議題

（1）野生いのししにおける豚コレラ対策について

（2）その他

3 閉 会

園芸畜産課

野生イノシシでの豚コレラウイルス感染疑い事例の確認と今後の対応について

園芸畜産課

1 発生状況

- ・7月8日（月）に木曾郡木曾町新開杭の原で発見された死亡イノシシについて、松本家畜保健衛生所で実施した豚コレラ検査遺伝子検査の結果、7月12日11時に豚コレラ感染を疑う結果を確認
[死亡イノシシの個体情報：成獣、雄]
- ・本日、国の検査機関に検査材料を送付し豚コレラの確定検査を実施予定（7月13日に判明予定）※確認検査陽性の場合本県初発

2 本日の対応

（1）野生イノシシ確保地点の対策

- ・松本家畜保健衛生所は、確保地点（場所）で消石灰等による消毒が実施済みであることを確認する。
- ・必要に応じて、通行の制限又は遮断について、木曾町に協力を要請する。

（2）連絡会議の開催

- ・特定家畜伝染病庁内連絡会議の開催（7月12日16時から）
- ・調査捕獲地域を管轄する木曾地域振興局において、打合せ会議を開催。

（3）プレスリリース等

ア プレスリリース

野生イノシシで豚コレラ検査陽性であった旨のプレスリリースの実施（15時）

イ 広報の発行

「長野県畜産広報：家畜衛生情報」を豚及びイノシシ飼養農場（以下「豚等飼養農場」という。）と関係機関・団体に送付し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底など注意喚起を図る。

（4）全戸聞き取り調査の実施

家畜保健衛生所は、県内の豚等飼養農場全戸に対し、飼養豚等の異常の有無の聞き取り調査の実施【本日（7月12日中）】

2 確定検査陽性時の対応（今後の対応）

国の検査機関の確定検査において確定された場合には、直ちに、以下の対応を行う。

※検査確定：7月13日中の見込み

(1) 連絡体制

別紙により情報提供、情報共有を行う。

(2) 防疫対応

防疫対応については、関係部局、市町村、関係団体と連携・協力して、以下の対応を行う。

ア 養豚場における対策

、監視対象農場検査プログラム（別紙）に基づき、豚の移動等を行うとともに、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表）の清浄性確認検査（遺伝子検査）第 12 の 2 の(2)に準じた確認検査を実施する。

※本事例で野生イノシシの発見地点から 10km 圏内に対象となる養豚農場はない。

イ 周辺野生イノシシ群におけるウイルスの浸潤状況確認

市町村、猟友会との連携・協力を得て、野生イノシシにおける豚コレラウイルスの浸潤状況を確認する。

(ア) 対象区域

調査捕獲地域(確認地点から半径 10km 圏内
(木曾町、上松町、王滝村、木祖村、塩尻市)

(イ) 対象期間

確保地点の消毒終了後、当面継続

(ウ) 検査対象

死亡した野生イノシシ（全県）に加え捕獲された野生イノシシの全頭検査

(エ) 採材対応

採材委託獣医師等

(オ) 検査項目

原則として抗原検査（PCR 検査）及び血清抗体検査（ELISA 検査）

(カ) 検査実施機関

松本家畜保健衛生所

ウ 周辺野生イノシシ群におけるウイルス拡散防止対策

市町村、猟友会等に対して、調査捕獲地域において死亡した野生イノシシ及び捕獲された野生イノシシを焼却又は埋却を含め、適切に処理するよう指導する。

エ 消石灰等による緊急消毒の実施

豚等飼養農場（イノシシを含む）に対し農場及び各畜舎周囲での消石灰等による緊急消毒の検討。

(ア) 実施方法

県が必要量を配付し、家畜保健衛生所（家畜防疫員）の指導の下、豚等飼養農

場管理者等が実施する。

また、家畜保健衛生所は、初回実施後も、豚等飼養農場に対し継続的に消毒に係る指導を行う。

(3) プレスリリース等

ア プレスリリース

園芸畜産課及び林務部鳥獣対策・ジビエ振興室は、野生イノシシで確定検査陽性であった旨のプレスリリースを行う。

イ 広報の発行

園芸畜産課は、「長野県畜産広報：家畜衛生情報」を豚等飼養農場と関係機関・団体に送付し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底など注意喚起を図る。